



市民の協力がすべて

市長 佐藤 敬治

あけまして、
おめでとうござ

います。輝かしい年、昭和37年の新春を
心からお祝い申上げます。

昨年は大館市が誕生して満10年。そしてまた、歴史をつくる秋田団体の年でもありました。

除夜の鐘を聞きながら、誘われるよう
にふりかえる10年。市民の皆さんと共に
歩きつづけた。険しく、そして遠い道の
さまざま想い出が、走馬灯のように甦
がえってきます。

合併、災害、復興、建設。しかし、そ
こには6万市民の努力と、忍耐と、協力
のあとが、刻明に印象づけられるものばかりで、感慨無量なものです。

ご覧ください。10年前と今の大館を。
この街も、あの学校も、この橋も、あの
道も、みんなあなたが、あなたを含む6
万市民の血と汗の結晶がつくりだしたもの
なのです。私の心は大きな声で、そう
叫びつづけているのです。

心配された国体の成功も然り、帰する
ところは市民性のよさ、逞しさにあるの
だと自負できることを、ほんとうにしあ
わせに思います。

10年間、どうしても嘗めなければなら
なかつた苦しみは、試練であったといえ
ば試練でもあります。しかし、考
えてみると或は、大館市が飛躍的に、都
市の発展の基礎をつくりだすための何か宿

命的なものであつたかのようにも思える
のです。こう申しますと、被災された方々には、ほんとうにお気の毒な話して恐縮で
ありますけれども、この10年間の試
練と体験が、今後の大館市発展のため
に物心両面にわたって、どれほど大きな原
動力となるであろうかと考えると、まこと
に頼もしい限りであります。そしてこの
大きな力を背景にしてこそ、大館市の
発展が約束されると信じます。

新しい年は、もはや復興ではなく、建
設と前進あるのみ。大大館市として内外
に充実発展する新しいスタートの年であ
ります。

険しかつた道も、登りつめてみると、
その先にはまた新しい遠い道が待つてい
るのです。この道もまたすすまなければ
ならない道なのです。

10年間背負いつづけた荷物は重かつた
ろうが、気分は爽快、体力だって劣って
はいない。登ることには自信があるし、
経験も積んだ。そんな気持で新しい年に
臨もうではありませんか。

皆さんのご多幸を心からお祈りして、
新年のごあいさつにかえます。



一殺多生か多殺一生か

議長 渡部 綱次

新年おめでと
うございます。

新年早々殺し文句で恐縮ですが、「一
殺多生」か「多殺一生」という言葉があ
ります。一を殺して多くを生かすという意味ですが、この言葉を行政にとつてみると、必ずしも
そうとばかりはいかないものであります。

ご承知のように行政には、保障的行政
(均一的行政)と凸凹的行政があります
が、前者は義務教育や生活保護のよう
に全市民を均一に扱い、均一なレベルアッ
プを確保していく行政であり、後者はす
べてを一様に取扱うことには無理が多く
効果的でないものであるから、時間的に

あとさき、いわゆる凹凸のあるのはやむ
を得ないので、緩急先後を考えて、重点的、
集中的に片づけていくこうとする行政
であります。

市民の方々からよく、俺のところの部
落にはさっぱり砂利をしいてくれないと
か、橋もなおしてくれないとわれます
が、なにもかも一ぺんにやるにこした
ことはありませんが、現実にはそうは
いかないので、利用度とか重要度とい
うものをよく考えて、先決を要するものか
ら片づけていくほかないわけであります
ですから、こういう場合、市民の不満を
あえて承知のうえで、重点執行しなけれ
ばならないところに、行政責任者の悩み
があるわけであります。今年着工しよう
とする市民体育館についても、苦しい市
財政のなかに、さらに4,000万円もの起
債をおこしてやる必要がないわけではない
かと、高校、中学校の体育館や講堂を
利用すればいいということを聞かされ
ますが、これも一応、ごもっともなご意見
だと思いますが、人におんぶするという
考え方は特別の事情、場合を除いて感心
できないし、現状から考えて賛成できな
ことであります。

議論の場である市会においても、常に
一を押えて多を生かすか、多を押えて一
を生かすか、論が集中しますが、結局、
総花的施策は行政効果が弱いでの重点施
策に落ちつくことになるわけです。

市の発展、それは現状を維持すること
ではなく、新しい方向に前進することに
よって果し得るものだと考えます。

第三期の大館市政も今年で終りますが
この年を最も意義深い年、充実した年に
したいものだと考えておりますので、昨
年以上のご協力を希ってやみません。

併存公営住宅5棟で

防災建築街区を計画

市では防災建築街区造成事業法にもと
づく防災街区として、仲見世地域に0.26
ヘクタールの指定を申請しています。

この防災街区の指定によって、昭和36
・37の2ヶ年度において、一階が店舗二～
三階を住宅とする。いわゆる三階建併存
公営住宅を建築しようとするもので、両
年度で5棟48戸を計画しています。

防災建築街区造成事業法は、昭和27年
以降35年までの耐火建築促進法の後身と
して、昭和36年6月法律化されたもので

最近における都市の宅地需給の緩和と、
防災性を向上するため、従前の防火建築
帶という「線」による防災から「面」に
による防災対策を構じようとして生れたもの
であります。

この防災建築としての併存公営住宅が
完成されることによって、市民の住宅事
情の緩和はもとより、火災時の延焼防止
や、商店街の整備にまた一つ名物が生れ
ることになります。(写真は防災街
区に建築を予定の併存公営住宅北面図)

